B　アイツーリスト　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－707号　④梶原保生　川崎市多摩区長尾５丁目３番７号　⑤本社営業所　川崎市多摩区長尾５丁目３番７号　⑥平成９年７月15日　⑧平成27年７月14日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫川崎市多摩区長尾５丁目３番７号　梶原保生

B　①株式会社旅テック　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－600号　④株式会社旅テック　横浜市港南区野庭町618－３－322　代表取締役　島田忠昭　⑤本社営業所　横浜市港南区野庭町618－３－322　⑥平成３年４月１日　⑧平成27年３月31日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市港南区野庭町618－３－322　株式会社旅テック　代表取締役　島田忠昭

C　①株式会社呑龍マリン　ベイフロントツーリスト　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業３－797　④株式会社呑龍マリン　ベイフロントツーリスト　愛知県豊川市御津町広石御津山11－５　代表取締役　波多野裕介　⑤株式会社呑龍マリン　ベイフロントツーリスト　愛知県豊川市御津町広石御津山11－５　⑥平成４年12月28日　⑨平成27年６月15日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県豊川市御津町広石御津山11－５　株式会社呑龍マリン　ベイフロントツーリスト　代表取締役　波多野裕介

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年８月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①北信太ツーリスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－916号　④小笠原義久　和泉市上町436番地の37　⑤北信太ツーリスト　和泉市鶴山台１－12－２　⑥昭和52年２月２日　⑦平成27年２月12日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社明友旅行　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－629号　④株式会社明友旅行　千葉市緑区おゆみ野中央３丁目22番地10　破産管財人　山本好生　⑤本社営業所　千葉市緑区おゆみ野中央３丁目22番地10　⑥昭和59年12月４日　⑦平成27年４月24日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①いずみ観光　②第２種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第２－133号　④浅野福男　仙台市泉区将監１丁目８番６号　⑤本社営業所　仙台市泉区将監１丁目８番６号　⑥昭和58年４月１日　⑦平成27年７月15日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①有限会社ティティシートラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4260号　④有限会社ティティシートラベル　東京都北区滝野川七丁目47番10号　代表取締役　坂本満雄　⑤本社営業所　東京都北区滝野川七丁目47番10号　⑥平成９年７月15日　⑦平成27年７月15日　⑧60万円　⑨300万円

A　①有限会社阿波弘信会　②第２種旅行業　③徳島県知事登録旅行業第２－48号　④有限会社阿波弘信会　三好市池田町イケミナミ1958番地の１　清算人　石川恵　⑤本社営業所　三好市池田町イケミナミ1958番地の１　⑥昭和48年７月３日　⑦平成27年６月28日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①有限会社日本旅企画　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－607号　④有限会社日本旅企画　川口市本蓮一丁目13番７号　取締役　西野日出幸　⑤本社営業所　川口市東本郷293番地　⑥平成４年６月30日　⑦平成25年６月29日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社カミカツーリスト　②第２種旅行業　③徳島県知事登録旅行業第２－146号　④株式会社カミカツーリスト　勝浦郡上勝町大字福原字古川61番地１号　代表取締役　溜本弘樹　⑤本社営業所　勝浦郡上勝町大字福原字古川61番地１号　⑥平成22年７月22日　⑦平成27年７月21日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①株式会社ラム・インターナショナル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1785号　④株式会社ラム・インターナショナル　大阪市北区本庄東三丁目５番21号　代表清算人　横田一郎　⑤株式会社ラム・インターナショナル　大阪市北区本庄東三丁目５番21号　⑥平成８年７月30日　⑦平成27年７月10日　⑧60万円　⑨300万円

以上８件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 27 年８月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ナウ　②大阪府知事⑷45434　③代表取締役　安原睦　④主たる事務所大阪府大阪市北区太融寺町３番27号、廃止した従たる事務所大阪府豊中市服部元町１丁目３番９号　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市北区太融寺町３番27号　株式会社ナウ　代表取締役　安原睦